

食安発第 0803005 号
平成 19 年 8 月 3 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び既存添加物名簿の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 19 年厚生労働省令第 104 号)、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 19 年厚生労働省告示第 281 号)及び既存添加物名簿の一部を改正する件(平成 19 年厚生労働省告示第 282 号)が本日公布、施行・一部適用され、これにより食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。)、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「昭和 34 年告示」という。)及び既存添加物名簿(平成 8 年厚生省告示第 120 号。以下「平成 8 年告示」という。)の一部が改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、イソブチルアルデヒド及び 2-メチルブタノールを省令別表第 1 に追加すること。

2 昭和 34 年告示関係

法第 11 条第 1 項の規定に基づき、イソブチルアルデヒド及び 2-メチルブタノールの成分規格及び使用基準を設定すること。

3 平成 8 年告示関係

平成 18 年度の消除予定添加物名簿(平成 18 年厚生労働省告示第 491 号)に

記載されている添加物のうち、別紙に掲げる添加物の名称を平成 8 年告示から
削除すること。

第 2 施行・適用期日

- 1 省令関係
公布日から施行すること。
- 2 昭和 34 年告示関係
公布日から適用すること。
- 3 平成 8 年告示関係
平成 19 年 9 月 11 日から適用すること。

第 3 運用上の注意

- 1 使用基準関係
イソブチルアルデヒド及び 2-メチルブタノールについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準を設定することから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。
- 2 添加物の表示関係
イソブチルアルデヒド及び 2-メチルブタノール並びにそれらを含む食品及び添加物製剤については、法第 19 条第 1 項の規定に基づき添加物の表示を行うよう、関係業者に対して指導されたいこと。
なお、今回の省令及び告示の改正に伴い、平成 8 年 5 月 23 日付け衛化第 56 号厚生省生活衛生局長通知「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」の別紙 4 「各一括名の定義及びその添加物の範囲」の 7 香料の (3) に「イソブチルアルデヒド」及び「2-メチルブタノール」を加える。

(参考)

改正後の別紙 4 「各一括名の定義及びその添加物の範囲」の 7 香料の (3) は、次のとおり。

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。

アセトアルデヒド	アセト酢酸エチル
アセトフェノン	アニスアルデヒド
アミルアルコール	α -アミルシンナムアルデヒド
アントラニル酸メチル	イオノン
イソアミルアルコール	イソオイゲノール
イソブチルアルデヒド	イソ吉草酸イソアミル
イソ吉草酸エチル	イソチオシアネート類
イソチオシアン酸アリル	イソブタノール
イソプロパノール	インドール及びその誘導体
γ-ウンデカラクトン	エステル類
2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物	
エチルバニリン	2-エチル-3-メチルピラジン

エーテル類	オイゲノール
オクタナール	オクタン酸エチル
ギ酸イソアミル	ギ酸ゲラニル
ギ酸シトロネリル	ケイ皮酸
ケイ皮酸エチル	ケイ皮酸メチル
ケトン類	ゲラニオール
酢酸イソアミル	酢酸エチル
酢酸ゲラニル	酢酸シクロヘキシル
酢酸シトロネリル	酢酸シンナミル
酢酸テルピニル	酢酸フェネチル
酢酸ブチル	酢酸ベンジル
酢酸 1-メンチル	酢酸リナリル
サリチル酸メチル	シクロヘキシルプロピオン酸アリル
シトラール	シトロネラール
シトロネロール	1, 8-シオネール
脂肪酸類	脂肪族高級アルコール類
脂肪族高級アルデヒド類	脂肪族高級炭化水素類
シンナミルアルコール	シナムアルデヒド
チオエーテル類	チオール類
デカナール	デカノール
デカン酸エチル	2, 3, 5, 6-テトラメチルピラジン
テルピネオール	テルペン系炭化水素類
2, 3, 5-トリメチルピラジン	γ-ノナラクトン
バニリン	パラメチルアセトフェノン
ヒドロキシシトロネラール	ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール
ピペロナール	フェニル酢酸イソアミル
フェニル酢酸イソブチル	フェニル酢酸エチル
フェノールエーテル類	フェノール類
ブタノール	フルフラール及びその誘導体
プロパノール	プロピオン酸
プロピオン酸イソアミルブ	プロピオン酸エチル
プロピオン酸ベンジル	ヘキサン酸
ヘキサン酸アリル	ヘキサン酸エチル
ヘプタン酸エチル	1-ペリルアルデヒド
ベンジルアルコール	ベンズアルデヒド
芳香族アルコール類	芳香族アルデヒド類
d-ボルネオール	マルトール
N-メチルアントラニル酸メチル	5-メチルキノキサリン
メチルβ-ナフチルケトン	2-メチルブタノール

d1-メントール

酪酸

酪酸エチル

酪酸ブチル

リナロオール

別添2に掲げる添加物

l-メントール

酪酸イソアミル

酪酸シクロヘキシル

ラクトン類

3 平成8年告示関係

平成8年告示から消除された添加物については、法第10条の規定に基づき、その販売、又は販売の用に供するための製造、輸入、加工若しくは使用等が禁止されるものであること。

既存添加物名簿より削除された添加物（平成19年度）

番号	名称	主な用途
1	アオイ花抽出物	酸化防止剤
2	アスペルギルステレウス抽出物	酸化防止剤
3	アゾトバクタービネランジーガム	増粘安定剤
4	アーモンドガム	増粘安定剤
5	イヌリン型ポリフラクタン	製造用剤
6	ウド抽出物	保存料
7	エビ色素	着色料
8	エラスターゼ	酵素
9	オポパナックス樹脂	ガムベース
10	カワラタケ抽出物	苦味料
11	グアユール	ガムベース
12	クルクリン	甘味料
13	酵素処理ダイズサポニン	乳化剤
14	コパイババルサム	ガムベース
15	スオウ色素	着色料
16	スーパーオキシドジスムターゼ	酵素
17	セサモール	酸化防止剤
18	セリ抽出物	酸化防止剤
19	ダイズ灰抽出物	製造用剤
20	タデ抽出物	製造用剤
21	テンペ抽出物	酸化防止剤
22	トウモロコシ色素	着色料
23	トマト糖脂質	乳化剤
24	トリアカンソスガム	増粘安定剤
25	ナタネ油抽出物	酸化防止剤
26	生ダイズ抽出物	製造用剤
27	フルクトシルトランスフェラーゼ処理ステビア	甘味料
28	ブルーベリー葉抽出物	酸化防止剤
29	粉末パルプ	ガムベース
30	ベンゾインガム	ガムベース
31	モミガラ抽出物	製造用剤
32	リンドウ根抽出物	酸化防止剤